

氏 名	たか だ け い こ 高 田 京 比 子
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 81 号
学位授与の日付	平 成 9 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 西 洋 史 学 専 攻
学位論文題目	中世ヴェネツィアにおける家と親族 ——海洋型都市国家の構造・発展の諸相——

論文調査委員	(主 査) 教 授 服 部 良 久	教 授 服 部 春 彦	教 授 南 川 高 志
--------	----------------------	-------------	-------------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、イタリアの都市国家ヴェネツィアを対象として、市民の家の存在形態・親族関係のありかたを明らかにし、それらと都市の行政制度や政治構造を相互関連的に論じることを目的とする。中世イタリア都市の中でも希にみる経済的繁栄と政治的安定を享受したヴェネツィアは、従来、イタリアの都市ムーネを論じる際には、例外扱いされることが多かった。しかしヴェネツィアが12世紀から自らの政府をムーネと呼び、市民による都市自治を進め、15世紀には、制度の強化と領域支配の拡大を通じて国家と呼べるものに変貌していったのは紛れもない事実である。また、イタリア都市の研究が内陸型のフィレンツェに偏っている中、ヴェネツィアのような海洋型都市国家についての理解を深めることは重要である。ヴェネツィアを研究対象とすることにより、単にヴェネツィア都市にとどまらず、中世イタリア社会の変遷を、市民にとって基本的かつ重要な人的結合関係である家や親族の観点から捉え直す試みに、十分貢献することができるのである。

第一章では、家族史研究の接点を探る動向の一例として、イタリア中世史において近年蓄積されつつあるプロソポグラフィッシュな研究がムーネの成立、発展の理解に如何に寄与しているかという点を論じている。イタリア都市においては、都市と農村の関係が重要であり、家・親族の視点からの研究は、この分野に関しても新たな地平を拓きつつあることを明らかにした。

第二章では、市民の家・親族と政治や経済の関わりを考察するために前提として、ヴェネツィアにおける相続の規範や女性の法的地位を考察する。そのためには都市法の検討が必要であるが、12世紀末から13世紀前半にかけて編纂されたヴェネツィア都市法の特徴のひとつは、女性の財産権が比較的保護されていることである。ヴェネツィアでは不動産は男子が均分相続し、女性は嫁資を受け取って財産とするという点で、他のイタリア都市と共通しているが、嫁資が女性の固有財産であったり、相続では傍系の男子より既婚であっても娘が優遇されるなど、その財産権は都市法によってかなり尊重されていた。また彼女たちには法的自立性も認められる。都市法が整備されるこの時期、ヴェネツィアは地中海に商業網を拡大し、

女性も含めて多くの市民が商業活動に携わっていた。コムーネを構成する市民の関心は、もっぱら東地中海に向いており、不動産を重視する風潮もあまりなく、妻や娘の権利を制限しようという動きは起こらなかったのである。

第三章では、13世紀の標準的な支配層の家であるヴィアロ家のケース・スタディを行うことにより、当時、分家間の関係は不明確で、家族における家長の権威はあまり大きくなく、「家と名誉」といった意識もさほど発達してはいないことを明らかにした。ここには、中世イタリア都市についてしばしば述べられる、男系原理に貫かれた上層市民の家という性格は認められない。なおヴィアロ家の娘の嫁資問題からは、結婚のための家の間の交渉で活躍する女性親族の姿が浮かび上がってくるが、これは彼女たちの都市法上の地位の高さとある程度関連しているであろう。また、父と息子の関係については、法に見られるよりもっと柔軟で複雑なもので、息子の自立性がかなり認められていたこと、商業上のパートナーとしての側面も強いことが観察される。商人コムーネの所以といえよう。

しかし、ヴェネツィア市民たちの家や親族関係を律しているのは、当然のことながら、このような商業精神のみではない。二、三章で取り上げた内容は、家族生活にかかわる論理も無視できないものであったことを物語っており、家・親族の視点からコムーネの変遷を追うことの重要性が再確認できる。そこで第四章では、13世紀に発達し、14世紀にコムーネの財政上重要な位置を占めたサン・マルコ財務官を取り上げることにより、コムーネの制度の発展を、市民の家・家族の視点から見直す作業を行った。元はサン・マルコ教会の管財人であったが、コムーネの金庫番として徐々に都市の財政上重要になったこの役所は、同時に遺言執行人としての機能をも発達させ、市民の遺産を管理することによって多くの動産・不動産を所有するようになった。そして、この役所に財産が集ったのは、コムーネの強制によるものではなく、市民の個々の家の現実的要求からでてきた結果であった。当時、家の連続と家族の絆の物質的基礎を培う相続において、人々は不動産の男系による保持・女性への財産保証・自分の魂の平安という要求を満たさねばならなかった。そして13世紀後半、商業活動が日常的で安定したものになり、投資について先の見通しが立てやすくなると、人々はより長期的で複雑な遺産の活用を考えるようになる。その中で、サン・マルコ財務官という国庫を預かる役職が、以前から不動産売買に携わっていたという点とその制度としての安定と永続性により、遺言執行人として頼られるようになったのであった。また、同時に、多くの遺産を預かり資金的に潤ったこの役職から、コムーネや一般市民は融資をうけるようになる。いわば、この役職を軸として、市民の家産運営とコムーネの財政の間に、密接な共生関係が確立していったのである。しかし14世紀の経済危機のなか、コムーネはサン・マルコ財務官が管理している個人の遺産を、コムーネの資金として利用しやすい公債にかえていき、共生関係は変容を迫られることになった。これはこの時期のイタリア諸都市に共通な「制度の強化」「国家的体制創設への傾向」と捉えることができるが、大局的には、市民の日常活動の実践から始まったある職務が、コムーネ側の必要により職務を肥大化させつつ制度的発達を遂げたことを示す事例である。

さて、市民の家産管理とコムーネの財政関係が変容を迫られる14世紀は、権力構造の点からみれば、貴族身分が確立するという重要な時期である。実際、13世紀の末から、不動産を男系子孫によって代々維持しようという風潮が遺言書に多く見られるようになっていき、「生まれ」が政治的に重視される社会に近

づいていた。ところが、他都市では家同士の争いが絶えないこの時期にあって、ヴェネツィアは、市民の生活にとってはやはり親族の紐帯や家が重要なものであるにもかかわらず、家の結束に基づく市民の争いは生じなかった。第五章は、家・親族の具体的な凝集力や存在意義を検討する中で、その理由を考えると同時に、15世紀に向かったヴェネツィアの権力構造を展望することを目的とする。まず、クイリーニ・ティエポロの乱の検討から、ヴェネツィアでは同姓集団としての家の結束力がさほど強くなかったことが明らかとなる。ついで、13世紀後半の法令を見れば、実際の政治活動において重要な単位は、比較的小さな親族集団と、婚姻によるそのネットワークであることがわかる。そのため大規模な反乱や継続的な家同士の争いは起こりにくい。さらに、14世紀初頭のこの反乱の失敗と、その後のコムーネの処置は、ますます「家」が実質的な力を獲得することを妨げ、同世紀後半においても、ヴェネツィア貴族の「家」は凝集力をもたなかった。むしろ「家」観念は、大評議会に参加するための基盤、すなわち貴族の指標として重要な意味を帯びようになってくる。さらに、政治活動において重要な親族ネットワークに関しても、当初は互いに協力しないように大評議会から締め出すことが法令のすべてであったが、14世紀の間には金庫籤制度の発達によって、大評議会に参加するために協力してくれる人々の範囲として法的に位置付けられるようになった。市民の家産運営がコムーネの機関と結びついて、より効率的な展開を見たのと同じように、この時期には家系意識や親族の紐帯が、大評議会への参加という政治行為を通して、人々の生活をより強く律するようになっていったのである。それはやがて貴族身分の明確化をもたらすことになる。

以上、本論文は、法・経済・政治と焦点は変えながらも、全体として12世紀末から15世紀に至るヴェネツィア都市コムーネの変遷を社会史的・家族史的観点から再構築することを試みたものである。

論文審査の結果の要旨

史料に恵まれたイタリア都市国家（コムーネ）の研究は、西欧封建社会とことなる社会構造と国制をもち、早期に近代的な統治形態を形成する独自の都市国家としての性格を明らかにしてきた。しかし近年の欧米におけるイタリア都市コムーネ研究は、圧倒的に社会史的テーマに集中し、またルネサンスの主たる舞台でもあった内陸都市フィレンツェの研究に著しく偏っている。これに対し本論文は、都市コムーネの中でもその社会と政治体制の長期的安定と、東地中海を中心とした独特の商業活動によって際立った個性を示すヴェネツィアを考察の対象とする。そして本論文は何よりも、家族生活や親族構造を中心としたヴェネツィア社会の考察から出発しながら、そうした社会生活と国家、すなわちコムーネ当局の関わりを様々な点において考察することにより、社会と国家を包括するコムーネ論を展開し得た点において、高く評価される。とりわけ論者は、社会生活の視点からコムーネの政治体制を捉えると同時に、コムーネが家族・親族のあり方に強い影響を与えたことを明らかにし、そうしたヴェネツィア独自の社会と国家の関係が、貴族の「家」が党派を形成して相互に抗争するとき、他のコムーネのような事態を生じさせなかったのだとする。ここに本論文の独創性が認められる。

まず親族構造に関する考察において論者は、13世紀のヴェネツィア商人家族、ヴィアロ家の残したマニエスクリプトを調査し、当時の商人家族が相続における男系優先の著しい家父長的家族ではなく、嫁資の保証や法的行為における自立性など、女性の地位・権利が尊重されていたことを明らかにする。論者はこ

のこの背景として、当時ヴェネツィア商人は東地中海の海上貿易に積極的に進出し、家系による不動産の相続は格別には重視されなかったこと、女性も商業活動の一端を担ったことなどを挙げる。ここにも海上国家ヴェネツィアの経済活動のあり方と当市の社会生活を相互関連的に捉えようとする、論者の視点が生かされている。また未刊行文書から明らかにされた、ヴィアロ家の娘の嫁資をめぐる父親と結婚相手の家の交渉や、両者を仲裁する娘の叔母たちなど、女性親族の活発な活動と交流の描写などは、当時の家族・親族関係の中での女性の姿をきわめてリアルに伝えており、それ自体貴重な成果である。

サン・マルコ教会の財務官（プロクラトーレ）に関する考察は、本論文の最もユニークな章である。この財務官は教会の管財人たるにとどまらず、遺産管理・遺言執行人として一般市民やコムーネに融資も行い、さらに14世紀の財政危機の時代には、委ねられた市民の財産をコムーネの公債に転換し、国家財政に貢献することとなった。すなわち市民の日常生活の必要に応じて発展した役職が、やがて第一に国家の利益に奉仕する公的職務へと転化するというのである。ここに示された社会と密着した組織としてのコムーネから、社会から自立した公共機関としてのコムーネへ、という図式は広く都市国家研究において有効性を持つものと評価される。

第五章は以上をふまえて、ヴェネツィアの貴族身分を形成する有力商人の親族的紐帯や「家」が、政治活動においていかなる役割を果たしたのかを考察することにより、ヴェネツィアで貴族の「家」の相互の争いが生じなかった理由を明らかにしようとする総括的考察である。ここでは政治的に意味を持ちうる親族単位は、せいぜい三親等の範囲の小さな集団であり、それを越えて、同姓集団として把握される「家」は、ジェノヴァなど他のコムーネと比較しても遙かに凝集力が弱く、およそ党派闘争の基盤となるものではなかった。親族の実態と政治的機能を捉える論者の論証は極めて緻密で、また理論的な骨組みも堅固である。さらに、14世紀には政治的権利と結びついていた貴族身分は、特定の「家」の出自であることが前提となるが、この場合でも「家」は第一に大評議会への参加を保証する緩やかな枠組みであり、いわば政治化された単位であって、結束して相互に争う集団とはならなかった。実際の社会・政治生活の基本は小親族集団とそのネットワークであり、それゆえにヴェネツィア貴族においては、家同士の激しい門閥競争が生じることはなかったのである。

以上のように本論文は、ヴェネツィア独自の社会と国家の関係をミクロな視点とマクロな視点の双方から考察することによって、都市国家ヴェネツィアの構造を明らかにした。それによって本論文は、従来のコムーネの制度史的研究や、狭義の社会史的研究にはみられない包括的な中世ヴェネツィア都市国家論を示し得たのである。もちろん家族や親族構造に関する実証研究はなお個別的な事例研究にとどまっており、サン・マルコ財務官の考察において示された「社会から国家へ」への視点も、仮説的な域にとどまっている。本論文で提示されたヴェネツィア都市国家論の骨組みを、より豊かなヴェネツィア史像へと結実するには、なお実証研究の積み重ねが必要であるが、それは論者に十分期待しうるものである。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、1997年2月21日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。